

中央区立子ども発達支援センター 放課後等デイサービス  
令和8年度 看護師派遣による医療的ケア児の受入れについて

中央区立子ども発達支援センター放課後等デイサービスでは、令和8年度から派遣看護師を手配し、単独歩行の方で(転倒の可能性がない)医療的ケアが必要な児童の受入れを行います。利用人数・曜日を限定しての受入れとなりますので利用を希望される方は、事前にご相談ください。

なお、派遣看護師を手配する都合により、ご相談から利用開始まではおよそ3~4カ月かかります。あらかじめご了承のうえ、ご相談ください。

○ 利用対象者

中央区在住の小学生から高校生の方で、放課後等デイサービスの支給決定がされており、単独歩行の方で(転倒の可能性がない)、日常的に医療的ケアが必要な方

ただし、次の方を除く

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 人工呼吸器管理が必要な方</li><li>・ 学童クラブを利用している方</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 重症心身障害に該当する方</li></ul> |
|--|--|

○ 利用日

火曜日または水曜日いずれか1日 (国民の祝日、12月29日~1月3日を除く)

ただし、看護職員の勤務状況により利用をご遠慮いただく場合があります

○ 利用時間

平日 : 学校終了後~午後5時30分

長期休業日 : 午前9時~午後5時30分

○ 利用定員

各曜日、原則1名まで

○ 注意事項

- ・ 送迎サービスは利用できません
- ・ 医療的ケアに必要な器具は持ち込み、医療廃棄物は持ち帰りとなります
- ・ 通所開始後、一定期間は保護者に付き添っていただき、医療的ケアの手技等を教えていただくなどのご協力をお願いします
- ・ 利用できるのは火曜日または水曜日のどちらか1日です。利用は曜日固定となります。利用決定した曜日については、令和8年度末まで通所することができます。  
(翌年度以降の利用は、あらためて申込が必要となります。)

< 利用相談について >

令和8年7月利用開始分について、ご相談を受け付けます。

7月分の受入れ可否については3月の相談受付後、4月中旬までにご連絡いたします。

※利用開始月は派遣看護師の決定時期により、前後する場合があります。

ご相談受付期間

令和8年3月5日(木) ~ 令和8年3月19日(木)

○ ご相談方法

事前に電話にて来所日を予約していただき、利用相談票・フェイスシートを持参してください。

利用相談票・フェイスシートはホームページからダウンロードできます。

中央区立子ども発達支援センター放課後等デイサービス

検索

<https://www.ikuseikai-ky.or.jp/~iku-houkago>

○ 選考について

利用希望人数が2名を超えた場合や、利用を希望する曜日が重なった場合は、選考となります。

選考となった場合は、基本的には年齢が高い方を優先的に利用者を決定します。

令和9年度以降、希望人数が2名を超えた場合は上記条件と併せて契約していない児童を優先的に決定いたします。

※同年齢の申込みがあった場合にはその他選考基準に沿って決定いたします。

○ ご利用までのスケジュール(見込)

4月中旬 放課後等デイサービス受入れ可否のご連絡 (決定後、派遣看護師手配)

6月 看護師との事前面談

7月 保護者付き添いで利用開始

○ 問い合わせ先

中央区立子ども発達支援センター放課後等デイサービス

(受託法人:社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会)

住所 : 〒104-0044 中央区明石町12-1 (中央区保健所等複合施設3階)

電話 : 03-6278-8642

e-mail : chuo\_itijiazukari@ikuseikai-ky.or.jp